

「電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案」に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

(意見募集期間:平成 28 年 11 月2日～同年 12 月 1 日)

意 見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>他法令への追従として妥当な改正であると思われたが、しかし届出を行った事を装って破壊工作等が行われる事は十分考えられる事であるので、地域住民による届出の照会を容易にし、沿岸部の不審な船等の監視体制を構築していく事が望ましいと考える。(これは国土交通省が行うべき事であると考え、地方自治においても重要であると考え。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>政令案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、本件改正は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、水底線路の保護区域内における船舶のびよう泊等の行為が許容される場合について、電気通信事業法施行令の一部を改正するものです。</p>	<p>無</p>